

千葉県収入証紙規則を廃止する規則（案）の概要

出 納 局

1. 概要

千葉県では、使用料等の納入に関し、使用料及び手数料条例（昭和 31 年千葉県条例第 6 号）で千葉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）により収入できることを定めているところですが、県民の利便性の向上と行政の業務効率化を図るため、キャッシュレス決済等の他の納付手段へ移行することとして、同条例を改正し、収入証紙による収入の制度を廃止することとなりました。

このため、収入証紙の種類、売りさばきの手続等を定めている千葉県収入証紙規則を廃止するとともに、その廃止に伴う所要の経過措置規定を設けるため、「千葉県収入証紙規則を廃止する規則」を制定するものです。

2. 施行予定日等

(1) 施行予定日

令和 9 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

ア 収入証紙を保有する者は、令和 13 年 12 月 31 日までの間に限り、その保有する収入証紙を県に返還して現金の還付を受けることができることとする。

イ アのほか、必要な経過措置を規定することとする。